

死亡後の手続一覧

A 4 サイズ（横）で印刷してご使用ください。

主な手続きとなります。全ての手続きを網羅しているわけではありません。ご自身の責任でご使用ください。

保険関係、年金関係については、該当するか窓口で確認した方が簡便なため、細かい要件は省略しています。

基本手続

該当	手続き内容	手続期限	手続をする場所	注意点
	死亡届の提出	7日以内	亡くなった方の本籍地又は届出人の住所地の市町村役場	
	火葬・埋葬許可申請	7日以内	亡くなった方の本籍地又は届出人の住所地の市町村役場	
	年金受給停止の手続	10日以内	市区町村又は社会保険事務所	国民年金は14日以内
	住民票の抹消届・世帯主変更届	14日以内	市区町村	
	介護保険資格喪失届	14日以内	市区町村	
	雇用保険受給者資格証の返還	1ヶ月以内	ハローワーク	死亡時に雇用保険を受給していた場合
	高額医療費の申請	各支払いより 2年以内	健康保険組合	70歳未満の方
	遺言書の検認手続	なし	亡くなった方の住所地の家庭裁判所	公正証書遺言の場合は不要

不動産、自動車に関する手続

該当	手続き内容	手続期限	手続をする場所	注意点
	不動産の名義変更	なし	不動産を管轄する法務局又は司法書士に依頼	売却する場合、必ず名義変更が必要
	自動車の名義変更	15日以内	陸運事務所	売却する場合、必ず名義変更が必要

預貯金、株式に関する手続

該当	手続き内容	手続期限	手続をする場所	注意点
	預貯金の払戻し・解約	なし	銀行など	
	株式の名義変更	なし	証券会社など	

保険、年金などに関する手続

該当	手続き内容	手続期限	手続をする場所	注意点
	国民年金（死亡一時金、寡婦年金、遺族基礎年金）	2年～5年	市区町村	該当があるか窓口で確認した上で手続
	厚生年金保険（遺族厚生年金）	5年以内	故人の勤務先	加入者死亡時に、加入者に生計を維持されていた場合
	健康保険（埋葬料、埋葬費、家族埋葬費）	2年以内	故人の勤務先	勤務先に確認の上手続
	国民健康保険（葬祭費）	2年以内	市区町村	
	労災保険（葬祭料、遺族補償給付）	5年以内	故人の勤務先	業務上の事故・傷病で死亡した場合
	生命保険金の請求	2年以内	保険会社	

税金関係

該当	手続き内容	手続き期限	手続きをする場所	注意点
	準確定申告	4ヶ月以内	亡くなった方の住所地の税務署	
	相続税の申告	10ヶ月以内	亡くなった方の住所地の税務署	相続税がかかる場合のみ

その他の手続

該当	手続き内容	手続き期限	手続きをする場所	注意点
	相続の放棄	3ヶ月以内	亡くなった方の住所地の家庭裁判所	
	復氏届	なし	生存配偶者の本籍地又は住所地の市区町村	旧姓に戻りたい場合
	婚姻関係終了届	なし	生存配偶者の本籍地又は住所地の市区町村	配偶者の親族と縁を 切りたい場合
	子の氏変更許可申立書	なし	子の住所地の家庭裁判所 届出人の本籍地又は住所地の市町村	子の姓と戸籍を変えたい場合
	改葬許可申立書	なし	旧墓地の市区町村	お墓を移転したい場合